

# いよいよ証人尋問へ

次回から証人尋問か？

平成21年5月27日名古屋地方裁判所へ提訴して、2年と3カ月が経過しました。

8月12日の口頭弁論で、証人尋問を申し出るところまで裁判は進みました。

次回の口頭弁論から、法廷で、事件の真相、晃平君の就労可能性など、重要な証人尋問がおこなわれます。

いよいよ、多数の傍聴者が必要になりました。

署名05118筆を提出

裏面にあるように、8月8日、名古屋地裁に署名を提出しました。総計で、9518筆となりました。

いっそうの署名活動とJR金山駅や口頭弁論日の裁判所前宣伝を強化します。ご協力をお願いします。

(問い合わせは下表まで)



晃平は、働く能力がないから、慰謝料は払うが損害額はゼロ円といわれました。障害者の命はコップ一個の代金にも値に値しないということです。

働けない人間は無価値でしょうか？

人間は働くためにだけ生まれるのでしょうか？

晃平はもう語れません。私たち親子は、晃平のうけた仕打ちを再び繰り返させないことを決意しました。みなさん、ご支援をお願いします。

## お知らせ

今、名古屋高裁と名古屋地裁で3人の障害者が裁判の提訴をしています。小池代議裁判、梅尾点字裁判、命の尊厳の晃平君裁判です。この三団体の支援する会が、11月に合同の交流会を行います。

## 概要

★重度知的障害と自閉症の伊藤晃平君(名古屋市長・十五歳は、平成一九年十二月二十二日未明、社会福祉法人M福祉会でショートステイ中、階段から転落し、意識不明のまま死亡しました。★M福祉会は、話し合いを求めても会議中とか不在を理由に面会を避け、あげくに、裁判が決着したら謝罪する、という態度です。★損害賠償の話し合いに来たのは保険会社だけです。A損害保険会社の担当者、「障害者は生きていても社会に対する利益がないケース」と言っ、慰謝料は払うが損害賠償はゼロだと言っています。★障害者の命の代償は、こんなものでしょうか？★障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて不本意ながら裁判となりました。

障害者の尊厳を光に！

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会 ニュース NO 17

発行 2011年8月11日

〒486-0853 愛知県春日井市穴橋町3丁目2番地9

T&F 0568-83-9178

090-1092-0138 (落合幸次)

Eメール ochiai-yukitsugi@mopera.net ホームページ <http://smile.sa-suke.com/> (晃平君の逸失利益裁判でも検索可)

会費とカンパは、郵便口座 口座名称:伊藤晃平君裁判を支援する会 口座番号:00830-5-198160まで。